第三条　［略］
第四条　［略］
第五条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条　［同上］
第三条　［同上］
第四条　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第二百九十六号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十七条（同法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八条の二第一項第一号の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十六日

財務大臣　片山さつき

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の確認事務の実施手続） **第六条**　銀行等、資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）又は電子決済手段等取引業者等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第十七条第一号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に掲げる支払等若しくは法第十七条第二号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に掲げる資本取引に係る支払等又は法第十七条第三号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づく令第七条第三項第二号に定める役務取引等（法第二十五条第六項に規定する役務取引に限る。以下この項及び第十三条第三項において同じ。）に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客からこの省令に基づく当該資本取引若しくは役務取引等又は支払等に係る許可証若しくは変更許可証（原許可証が添付されているものに限る。以下この項及び第三項において「許可証等」という。）の提示を求め、当該許可証等により法第十七条各号（法第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）に定めるそれぞれの要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等の移転等をいう。以下同じ。）を行うものとする。 2　銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は、その顧客の支払等が法第十七条第三号の規定に基づく令第七条第三項第三号に定める対内直接投資等に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（第一号にあつては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）（以下この項及び次項において「届出受理証等」という。）の	（銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の確認事務の実施手続） **第六条**　銀行等、資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）又は電子決済手段等取引業者等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第十七条第一号に掲げる支払等若しくは同条第二号に掲げる資本取引に係る支払等又は同条第三号の規定に基づく令第七条第二号に定める役務取引等（法第二十五条第六項に規定する役務取引に限る。以下この項及び第十三条第三項において同じ。）に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客からこの省令に基づく当該資本取引若しくは役務取引等又は支払等に係る許可証若しくは変更許可証（原許可証が添付されているものに限る。以下この項及び第三項において「許可証等」という。）の提示を求め、当該許可証等により法第十七条各号に定めるそれぞれの要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等（法第十六条の二に規定する電子決済手段等の移転等をいう。以下同じ。）を行うものとする。 2　銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は、その顧客の支払等が法第十七条第三号の規定に基づく令第七条第三号に定める対内直接投資等に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（第一号にあつては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）（以下この項及び次項において「届出受理証等」という。）の提示を